

福岡県

漁 港 番 号	漁 港 名	読 み	種 別	所 在 地 (市 町 村 名)	漁 港 管 理 者	漁 業 協 同 組 合	分 区	海 岸 保 全 区 域	港 則 法 適 用	ビ ジ ター ー 受 入	指 定 年 月 日	区 域 変 更 年 月 日	離 島 ・ 半 島	有 人 国 境 離 島	備 考
4310020	八屋	ハチヤ	1	豊前市	豊前市	豊 築		○	○		S27.6.23	S56.10.14			
4310030	松江	ショウエ	1	豊前市	豊前市	豊 築		○			S27.6.23				
4310040	西角田	ニシダ	1	築上郡築上町	築上町	豊 築		○			S27.10.6	S38.10.16			
4310050	椎田	シダ	1	築上郡築上町	築上町	豊 築					S27.10.6				
4310060	八津田	ハツタ	1	築上郡築上町	築上町	豊 築		○			S28.12.23	H14.4.11			
4310070	西八田	ニシハツタ	1	築上郡築上町	築上町	豊 築		○			S27.6.23	R6.5.23			
4310080	稲童	イナドウ	1	行橋市	行橋市	行 橋 市		○			S27.10.6				
4310090	長井	ナガイ	1	行橋市	行橋市	行 橋 市		○			S27.6.23	H18.8.21			
4310100	沓尾	クツオ	1	行橋市	行橋市	行 橋 市		○			S26.10.17	H22.12.1			
4310110	蓑島	ミノシマ	1	行橋市	行橋市	行 橋 市		○	○		S27.6.23	H8.11.26			
4310120	曾根	ソネ	1	北九州市	北九州市	曾 根					S28.12.23				
4310140	平松	ヒラマツ	1	北九州市	北九州市	北九州市					S33.8.19	H6.12.19			
4310150	脇之浦	ワキノウラ	1	北九州市	北九州市	北九州市					S27.6.23	H1.10.25			
4310160	脇田	ワイタ	1	北九州市	北九州市	ひびき灘		○			S27.10.6	H9.2.4			
4310170	岩屋	イワヤ	1	北九州市	北九州市	ひびき灘		○			S27.6.23				
4310180	馬島	ウマシマ	1	北九州市(馬島)	北九州市	北九州市		○			S27.6.23	H23.7.13	離島		
4310185	柏原	カシハラ	1	遠賀郡芦屋町	芦屋町	遠 賀		○	○		S26.10.17				
4310200	地島	ジノシマ	1	宗像市(地島)	宗像市	宗 像	2	○			S27.6.23			離島	
4310210	勝浦	カツウラ	1	福津市	福津市	宗 像		○			S27.10.6				
4310220	福岡	フクマ	1	福津市	福津市	宗 像		○	○		S27.6.23	S35.11.25			
4310230	新宮	シングウ	1	粕屋郡新宮町	新宮町	新宮相島		○			S26.10.17				
4310240	奈多	ナタ	1	福岡市	福岡市	福 岡 市		○			S26.10.17	H4.1.13			
4310250	弘	ヒロ	1	福岡市	福岡市	福 岡 市		○			S27.10.6				
4310255	浜崎今津	ハマサキイマツ	1	福岡市	福岡市	福 岡 市		○	○		S27.6.23				
4310260	芥屋	ケヤ	1	糸島市	糸島市	糸 島	2	○			S27.6.23				
4310280	姫島	ヒメシマ	1	糸島市(姫島)	糸島市	糸 島		○			S27.6.23		離島		
4310290	深江	フカエ	1	糸島市	糸島市	糸 島		○	○		S27.6.23				
4310300	大入	ダイニュウ	1	糸島市	糸島市	糸 島			○		S27.6.23				
4310305	福吉	フクシ	1	糸島市	糸島市	糸 島		○			S27.10.6				
4310310	鹿家	シカ	1	糸島市	糸島市	糸 島					S27.10.21				
4310320	三又	ミツマタ	1	大川市	大川市	大 川					S28.3.5	S55.4.21			
4310330	若津	ワカツ	1	大川市	大川市	大 川			○		S33.3.14	R5.2.15			
4310340	上新田	カミンテン	1	大川市	大川市	上 新 田			○		S33.3.14	R5.2.15			
4310350	新田	シンテン	1	大川市	大川市	川 口			○		S33.3.14	H25.9.30			
4310360	大野島	オオノシマ	1	大川市	大川市	大 野 島			○		S27.6.23	H23.10.25			
4310370	久間田	クマダ	1	柳川市	柳川市	柳 川			○		S40.5.12				
4310380	有明	アリアケ	1	柳川市	柳川市	有 明					S28.3.5	S40.6.9			
4310390	東宮永	ヒガシミヤナガ	1	柳川市	柳川市	柳 川					S28.3.5	S38.10.16			
4310400	血垣開	サラカキヒラキ	1	柳川市	柳川市	〔血垣開 有明〕					S28.3.5	H26.8.20			
4310410	両開	リョウカイ	1	柳川市	柳川市	〔両開 柳川〕					S27.10.6	R5.4.27			
4310420	江浦	エノウラ	1	みやま市	みやま市	高 田					S27.6.23				
4310430	黒崎	クロサキ	1	大牟田市	大牟田市	〔大牟田市〕					S38.9.21				
4320010	吉富	ヨシミ	2	築上郡吉富町	吉富町	吉 富		○	○	○	S27.10.6	H11.8.3			
4320015	宇島	ウノシマ	2	豊前市	福岡県	豊 築		○	○		S26.10.17	S57.2.1			
4320020	柄杓田	ヒヤクダ	2	北九州市	北九州市	豊前海北部		○			S27.6.23				
4320030	藍島	アイノシマ	2	北九州市(藍島)	北九州市	ひびき灘					S27.6.23	S43.12.16	離島		
4320050	波津	ハツ	2	遠賀郡岡垣町	岡垣町	遠 賀		○			S27.6.23	H8.4.23			
4320060	鐘崎	カネサキ	2	宗像市	宗像市	宗 像		○			S27.6.23	S34.6.22			
4320065	神湊	コウミナト	2	宗像市	宗像市	宗 像		○			S27.6.23				
4320070	津屋崎	ツヤサキ	2	福津市	福岡県	宗 像	2	○	○		S27.10.6	H17.1.31			
4320080	大島	オオシマ	2	宗像市(大島)	福岡県	宗 像	2	○	○		S26.10.17	S61.6.6	離島		
4320090	相島	アイノシマ	2	粕屋郡新宮町(相島)	新宮町	新宮相島		○			S27.6.23	S60.1.29	離島		

福岡県

漁 番 号	漁 港 名	読 み	種 別	所 在 地 (市町村名)	漁 管 理 者	漁 業 協 同 組 合	分 区	海 岸 保 全 区 域	港 則 法 適 用	ビ ジ ター 受 入	指 定 日 月 年	区 域 変 更 日 月 年	離 島 ・ 半 島	有 人 国 境 離 島	備 考
4320100	志賀島	シカノシマ	2	福岡市	福岡市	福岡市		○			S26.10.17				
4320120	唐泊	カトマリ	2	福岡市	福岡市	福岡市		○			S27.6.23	H8.6.12			
4320130	西浦	ニシノウラ	2	福岡市	福岡市	福岡市		○			S27.6.23	H4.1.13			
4320140	玄界	ケンカイ	2	福岡市(玄界島)	福岡市	福岡市		○			S26.10.17	H9.1.21	離島		
4320150	野北	ノキタ	2	糸島市	糸島市	糸島		○			S27.6.23				
4320155	岐志	キシ	2	糸島市	糸島市	糸島		○			S27.6.23				
4320160	船越	フナコシ	2	糸島市	糸島市	糸島		○	○		S27.6.23				
4320170	加布里	カブリ	2	糸島市	糸島市	糸島			○		S26.10.17				
4320190	沖端	オキノハタ	2	柳川市	福岡県	沖端 柳両			○		S26.10.17	H30.8.17			
4320200	中島	ナカシマ	2	柳川市	柳川市	血垣開 大中和島 山門羽瀬					S27.6.23	H23.12.28			
4330010	博多	ハカタ	特3	福岡市	福岡市	福岡市			◎		S27.7.29	S49.11.20			
4340010	沖の島	オキノシマ	4	宗像市(沖の島)	福岡県	宗像					S26.10.17		離島		
4340020	小呂島	オロシマ	4	福岡市(小呂島)	福岡県	福岡市					S27.10.6		離島		

- (注)
1. 分区欄は、分区の指定がある漁港について本港を含めた当該漁港全体の分区数を表す。
 2. 海岸保全区域欄は、「○」は海岸保全区域指定済漁港、「◎」は海岸保全区域指定済漁港中、海岸法第5条第4項の漁港区域に接する海岸保全区域指定済漁港を表す。
 3. 港則法適用欄は、「○」が港則法適用漁港、「◎」は関税法上の開港を表す。
 4. ビジター(一時利用をいう。)受入欄は、ビジター艇の受入を行っている漁港を「○」で表す。
 5. 指定年月日の欄は、一番最初に指定された告示年月日、名称・種別・区域変更年月日の欄は、現在の漁港の区域となった告示年月日を表す。
 6. 離島・半島欄の「離島」は離島振興法(昭和28年法律第72号)に 基づく離島振興対策実施地域、「半島」は半島振興法(昭和60年法律第63号)に基づく半島振興対策実施地域、「奄美」は奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号) に基づく奄美群島に所在する漁港を表す。
 7. 有人国境離島欄の「国境離島」又は「特定国境離島」は、有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法(平成28年法律第33号)に基づく有人国境離島地域又は特定有人国境離島地域を構成する離島に存在する漁港を表す。